

総務常任委員会

(平成30年 5 月 21 日)

○ 村山繁生委員長

皆さん、おはようございます。お疲れさまです。

それでは、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

議案第5号 専決処分について

—四日市市税条例の一部改正について—

○ 村山繁生委員長

これより議案第5号専決処分について—四日市市税条例の一部改正について—の審査を行います。

まず、財政経営部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 服部財政経営部長

おはようございます。

地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布、施行されたということに伴いまして、改正された市税の部分につきまして、その課税事務につきましてもこれと同様の措置を講ずる必要があるということで、本年4月1日から直ちに施行しなければならない措置の部分につきまして、四日市市税条例の一部を改正する条例として、本年3月31日で専決処分をさせていただきましたので、この部分につきまして今回報告をさせていただくということでございますので、どうぞよろしくご承認いただきますようお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

それでは、資料の説明を求めます。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

税担当次長兼市民税課長の川森でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第5号専決処分について—四日市市税条例の一部改正について—ご説明

いたします。

今回の改正は、平成30年度の地方税法改正に伴う市税条例の改正のうち、平成30年4月1日施行となったもので、3月の議会運営委員会におきまして専決処分することをご報告し、進めさせていただいたものでございます。

それでは、資料に基づきまして、タブレット端末の01本会議、09平成30年5月開会議会、04提出議案参考資料の11分の9ページをごらんください。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

お願いします。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

ご報告につきましては、制度の廃止が2件、新たな創設が1件、期間の延長または継続が2件でございます。

順を追ってご説明させていただきます。

まず1番目、主な条例改正の内容でございます。

全て固定資産税、都市計画税関係のものでございます。

まず、①、固定資産税のうち、償却資産に関するものでございますが、土壤汚染対策法に規定されたフッ素系溶剤などの特定有害物質の排出等を抑制する施設を中小事業者が設置した場合の課税標準の特例措置を廃止したものでございます。

期間や特例割合は米印の1または2のとおりですが、本市におきましては、この特例を適用した実績はございません。

続きまして、②、固定資産税のうち、土地、家屋に関するものでございます。

市街化区域農地を転用して新築した3階建て以上の貸家住宅及びその敷地に係る税額の減額措置でございますが、この措置は三大都市圏の特定市にのみ適用されておりました。

三大都市圏といいますのは、首都圏、近畿圏、中部圏を指しますが、本市がこの特定市に該当しておりまして、今回の地方税法の改正により、この減額措置の適用が廃止されたものでございます。

ちなみに三重県内では、本市のほかに桑名市やいなべ市もこの特定市に該当いたしております。

廃止されました減額措置の適用内容につきましては、米印の3、4の記載のとおりでございます。

この廃止の背景には、市街化区域におきまして、これまでの農地を減らして住宅をふやすという方向から一転して、農業経営を継続、発展させることで、都市農地を保全しているというものでございます。

続きまして、③、固定資産税のうち、家屋に関するものでございます。

これは、劇場や音楽堂などがバリアフリーの改修工事を行った場合、最初の2年間、税額の3分の1が減額されるものでございますが、適用内容は米印5から7に記載してございます。

この改正につきましては、条例で規定させていただきますが、実態としては、要件に当てはまる座席数が300席以上の劇場等は、今のところ本市には適用できる施設がないのではないかと考えております。

次に、④、土地に関するものでございますが、現行の負担調整の仕組みを継続させようとするものでございます。

これは、宅地並み課税となる物件につきましては、平成6年以降の固定資産税の評価額を、それまでの地価公示額の3割程度にとどまっていたものが、地価公示価格の7割にまで引き上げが行われました。

この引き上げは全国的なものでございまして、急激な評価額の引き上げは納税者の負担が大きく、これを負担水準の60%に達するまで、毎年5%ずつ引き上げようとするものでございます。

一方、負担水準が評価額の20%にも達していない物件につきましては、その負担水準を20%にまで引き上げようとする措置でございます。

なお、既に負担水準の60%に達した物件につきましては、前年度課税水準に据え置かれていることを申し添えます。

今回の改正は、今、申し上げました仕組みを平成32年度まで継続させようというものでございます。

続いて、⑤、地価の公示価格が毎年改定されることに対しまして、固定資産の評価額は、3年に1度の評価がえ以外は据え置かれるため、評価がえ以外の年度におきましても、地価の下落がある場合に限り、下落に伴う価格修正ができる特例措置を継続するもので、本年度は評価がえの年でございますので、この特例措置の延長は、平成31年度と平成32年度

の土地の評価額に対し適用されます。

以上が主な条例改正の内容でございます。

その他の条例改正につきましては、地方税法等の改正に伴う条項ずれや字句の修正をさせていただきますのでございます。

施行期間は、いずれも本年4月1日とさせていただきます。

なお、本年4月1日施行以外の平成30年度税制改正に伴う条例改正につきましては、本年6月定例会議会において条例案を示させていただきます、ご審議を賜る予定でございます。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入りますが、ご質疑のある方はご発言ください。

○ 早川新平委員

今、説明いただいた、2番の三大都市圏の特定市っておっしゃったので、川森さんは四日市、桑名、いなべということで、ここには町というのは入らないってことやね。そこだけちょっと教えていただきたいです。

○ 守田資産税課課長補佐

早川委員おっしゃるように、町は入らず、市というふうなことになっております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

その理由というのは国のことやろうで、市では説明できやんのかしらんけれども、都市圏というくくりであれば、本市から見たらマイナスのところやろうなという考えはするんやけど。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

まず、3市だけということでございまして、あくまでも特定市ということで、三大都市

圏の特定市といますので、ある程度都会というところかなというところでございます。したがって、これにつきましては、町が含まれない。そして、これに含まれると不利が生じたのではないかとということでございますが、先ほども少し申し上げましたけれども、この適用を受けていたところが三大都市圏の特定市だけでございますので、したがって、もともと町はこの特例を受けておりません。したがって、有利、不利というものではないというふうに判断しております。

○ 早川新平委員

わかりました。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

なしということで、別段ほかにご質疑はございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もないようでございますので、採決を行います。

それでは、反対討論もございませんので、簡易採決でございます。

それでは、議案第5号専決処分について一四日市市税条例の一部改正について一、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第5号 専決処分について一四日市市税条例の一部改正について一、採決の結果、別段異議なく承認すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、以上をもちまして、総務常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。済みません、委員長報告については正副一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

それでは、一任ということで確認をいたしました。

なお、先般の委員会で、もう最後と思って挨拶させてもらいましたけど、まさかきょうこうやってあると思ってなかったのが挨拶させてもらいましたけれども、本当に1年間いろいろ勉強させていただきました。本当に皆さんに感謝いたします。本当にありがとうございました。

○ 平野貴之副委員長

1年間ありがとうございました。

10 : 29 閉議